

00183

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 計量器定期検査の実施
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款の変更
- 過疎地域対策緊急措置法による町村道の改築
- ◇ 公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和四十五年度決算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第七百一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
十月 五日	午前十時から 午後四時まで	鳥取市	鳥取市立湖東中学校
〃 六日	午前九時三十分から 午後四時まで	〃	鳥取市立体育館
〃 七日	〃	〃	〃
〃 八日	〃	〃	鳥取市民会館
〃 十二日	〃	〃	〃

### 鳥取県告示第七百二号

昭和四十六年八月十二日付で天神野土地改良区から申請のあった新たに  
行なおうとする土地改良(仙隠地区かんがい排水)事業については、審査  
の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百  
九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定に

より、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川 天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十三号

昭和四十六年八月十二日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（鴨河内地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川 天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

昭和四十六年七月十四日付で日吉津村長ら申請のあつた土地改良（樽屋地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五号

昭和四十六年七月二十三日付で関金町長から申請のあつた土地改良(崩橋地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六号

昭和四十六年七月二十九日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(大瀬地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七号

昭和四十六年七月二十九日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(片柴地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（滝川地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年八月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（西伯町地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年八月二十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（掛長地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年八月二十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和四十六年八月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十二号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、町村道の改築に関する工事を次のとおり行なうので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
若桜町道	八頭郡若桜町大字若桜字蓮教寺下も三五四から	改築	昭和四十六年九月一日
屋堂羅線	同町大字若桜字古寺の元九四八の八まで		
日南町道	日野郡日南町下石見字山神下タ三五三から		
大原線	同町下石見字一ノ渡り尻り三六〇の七まで		
佐治村道	八頭郡佐治村大字高山字マセ一七の三から		
高山線	同村大字福園字中島一五六まで		

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第四十四号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十六年八月三十一日から施行する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

表中

三	鳥取市吉方町二丁目五二番地地先 交差点(十字路)	定周期式 (一段式)
三	鳥取市吉方町二丁目五二番先交差点 (十字路)	定周期式 (多段式)
十三	米子市角盤町四丁目二三番地地先交差 点(十字路)	定周期式 (一段式)
十三	米子市角盤町四丁目二三番先交差点 (十字路)	定周期式 (多段式)

を に を に

三十二

鳥取市吉方温泉三丁目一〇一番先交差  
点(十字路)

定周期式  
(一段式)

を

三十二

鳥取市吉方温泉三丁目一〇一番先交差  
点(十字路)

定周期式  
(多段式)

に

五十一

米子市昭和町七二番地地先交差点(十  
字路)

定周期式  
(一段式)

を

五十一

米子市昭和町七二番先交差点(十字  
路)

定周期式  
(多段式)

に

五十九

米子市吉岡三六八番先交差点(十字  
路)

定周期式  
(多段式)

を

五十九

米子市吉岡三六八番先交差点(十字  
路)

半感应式

に

九十四

岩美郡福部村大字湯山二、〇八三番先  
交差点(四差路)

半感应式

を

九十四

岩美郡福部村大字湯山二、〇八三番先  
交差点(四差路)

半感应式

に

百四	百三	百二	百一	百	九十九	九十八	九十七	九十六	九十五
鳥取市白兔六八八番三先(単路)	西伯郡西伯町大字法勝寺三〇六番先交差点(十字路) (多段式)	気高郡気高町大字浜村七八三番七六五先交差点(丁字路) (多段式)	境港市渡町一、三六〇番先交差点(十字路) (多段式)	倉吉市旭田町八九番先交差点(十字路) (多段式)	倉吉市八屋三五一番一先交差点(十字路) (多段式)	米子市角盤町三丁目一六三番先交差点(十字路) (多段式)	米子市熊党八五番先交差点(四差路) (多段式)	鳥取市吉成二三五番先交差点(十字路) (一段式)	鳥取市富安二二七番先交差点(十字路) (多段式)
押ボタン式	定周期式	定周期式	定周期式	定周期式	定周期式	定周期式	半感応式	定周期式	定周期式

に改める。

百五	米子市西福原三三二番一先(単路)	押ボタン式
百六	倉吉市下田中六六七番一先(単路)	押ボタン式

雑 報

地方職員共済組合法第34条の規定に基づき、昭和45年度決算の要旨を  
公布する。

昭和46年8月31日

鳥取県 地方職員共済組合理事長 松島五郎

昭和45年度決算要旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

都道府県	46
一部事務組合	16
地方開発事業団	4
計	66

## (2) 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

組合員種別	組合員数	区分	
		給料(俸給)月額 千円	被扶養者数 人
地方公務員	315,861	21,216,271	548,819
国家公務員	16,493	900,029	24,408
組合職員	1,906	75,778	1,056
職員団体専従職員	296	20,025	752
計	344,556	22,212,103	575,035
知事組合員	45	6,750	92
短期組合員	3	450	10
船員一般組合員	1,269	79,931	3,052
船員継続組合員	2	140	5
合 計	335,875	22,299,374	578,194
組合員1人あたりの計数		66,391円	1.72人

備考 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和46年3月末におけるものであること。

2 給料(俸給)月額は、昭和46年3月におけるものであり、掛金の基礎となつたものであること。

## (3) 各経理単位の設置支部数

短期経理	47
長期経理	47
業務経理	46
保健経理	46
医療経理	24
宿泊経理	47
住宅経理	1
貯金経理	14
貸付経理	47
物資経理	12

## 2 各経理単位の決算概要

主たる経理の決算概要は次のとおりである。

## (1) 短期経理

年度前半において医療費負担が前年度同期に比して20%以上上昇したことに伴い、変更事業計画において約10億円の当期赤字が予測されたが、年度後半において医療費の伸びが鈍化したことにより当期不足金は424百万円にとどまつた。

なお当期不足金は不足金補てん積立金をとりくずして補てんしたことに伴い、翌年度へ繰越す不足金補てん積立金は574百万円となつた。

## (2) 長期経理

本年度における給付費は、負担金、掛金の34%相当額(前年度31%)であり、給付金以外の額及び責任準備金保全のために運用している資

産から生じた利息収入等を将来の給付に対処するための支払準備金及び責任準備金として計上することとなった。

この結果年度末における資産総額は173,027百万円となりその運用状況は次のとおりである。

預貯金、各種信託、有価証券及び資金運用部預託金等

72,454百万円 (41.9%)

職員住宅の設置資金及び宿泊、医療施設設置のための貸付金

35,405百万円 (20.5%)

組合員への貸付金等

65,168百万円 (37.6%)

(3) 保健経理

人間ドック成人病検診等組合員の疾病予防のための事業を重点的に実施しており、組合員の保健事業のために負担金・掛金の67%相当額を使用し、26%相当額を宿泊・医療施設等の運営を援助するために使用した。

(4) 医療経理

本年度における施設は病院1、結核病棟5及び診療所21の計27施設があり、収入総額の47%が組合員の診療対価によつて占められている。

当期利益金は56百万円であり、60百万円の剰余金を翌年度へ繰越すこととなった。

(5) 宿泊経理

本年度末における施設は宿泊所、保養所及び職員会館78施設であり、これらの施設で3,434百万円を売上げ、当期利益金は1777万円を計上す

ることとなった。

宿泊利用率は前年度より1%上昇して62%となり、道府県及び保健経理からの財政援助290百万円及び固定資産売却損益を除外した経常損益をみると前年度より57百万円少ない73百万円の欠損であるが経営成績は漸次上昇の傾向を示している。

(6) 貸付経理

貸付総額の96%を組合員の住宅建設及び土地の取得等のための貸付で占める組合員貸付金は前年度末より14,013百万円増加し、本年度末においては、64,993百万円を計上することになった。

貸付件数も12万件に達し組合員の36%相当が借入れしている状況である。

3 損益計算書及び貸借対照表の概況は次表のとおりである。



## 損益計算書概況 (自昭和45年4月1日至昭和46年3月31日)

(単位 百万円)

科目	経理単位										
	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	合計
(損 失)											
給 付	17,988	11,960									29,948
役員報酬・職員給与			176	33	163	1,001		46	71	217	1,707
厚生費			0	600	0	16		0	0	1	617
旅費・事務費			86	26	11	60		9	27	16	235
商品仕入						94				3,507	3,601
薬品・医療材料費 飲食材料費					191	1,068				94	1,353
原価消却費			3	9	15	202		1	3	8	241
支払利、息			1		1	250		777	3,143	23	4,195
その他の支出	0	11	59	34	62	929		28	110	150	1,383
財産処分損・土地圧縮引当金繰入損		1	1	1	1	42		0	0	0	46
繰入金		91		230			2				323
次年度繰越支払金	2,998	122									3,120
次年度繰越責任金		172,706									172,706
当期利益金	△ 424		10	78	56	177	△ 2	55		20	△ 30
計	20,562	184,891	336	1,011	500	3,839	0	916	3,354	4,036	219,445
(利 益)											
負担金・掛金	17,931	34,823	210	888							53,852
補助金・寄附金				42	59	73		2	0	16	192
施設収入・患者収入				37	431	3,320				180	3,968
商品売上						114				3,800	3,914
利息及び配当金	130	9,584	23	38	9	47	0	888	3,354	3	14,076
その他の収入益	30	2	2	1	0	65		26	0	37	163
財産処分益			0	3	0	1				0	4
繰入金			101	2	1	219				0	323
前年度繰越支払金	2,471	133									2,604
前年度繰越責任金		140,349									140,349
計	20,562	184,891	336	1,011	500	3,839	0	916	3,354	4,036	219,445

## 貸借対照表概況 (昭和45年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	経理単位										
	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	合計
(借方)											
現金・預貯金	1,425	2,779	124	624	117	806		200	218	73	6,366
金銭信託	59	3,328	5	86	47	187		53			3,765
未収金・売掛金	36	78	1	5	20	140		0	1	559	840
その他の流動資産	601	1,269	16	95	43	328		522	15	207	3,096
組合員貸付金									64,993		64,993
建物・構築物			75	161	60	5,003					5,299
土地			38	27		1,176					1,241
建設仮勘定						98					98
その他の固定資産			34	61	144	609		9	21	76	954
貸付信託	122	1,285						2,294			3,701
有価証券・有価証券 信託・証券投資信託	1,333	61,521						9,453			72,307
長期貸付金		70,146									70,146
投資不動産		30,426									30,426
預託金		2,195									2,195
計	3,576	173,027	293	1,059	431	8,347		12,531	65,248	915	265,427
(貸方)											
組合員貯金								11,818			11,818
その他の流動負債	4	198	7	31	19	251		514	2	323	1,349
長期借入金			65		19	4,893			64,736	433	70,146
原価消却引当金			15	46	85	1,039		4	8	41	1,238
退職給与引当金			53	7	64	173		18	19	72	406
その他の引当金					2	652			483	11	1,148
支払準備金	2,998	122									3,120
責任準備金		172,707									172,707
別途積立金			64	333	131	708				2	1,238
不足金補てん積立金	574		89	62	51	631		177		33	1,617
剰余金				580	60						640
計	3,576	173,027	293	1,059	431	8,347		12,531	65,248	915	265,427

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発所行

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】